

改正

平成11年3月25日条例第5号
平成11年9月24日条例第14号
平成12年3月23日条例第11号
平成14年3月22日条例第20号
平成17年12月20日条例第22号
平成20年3月19日条例第10号
平成24年3月16日条例第14号
平成24年12月21日条例第30号
平成25年9月30日条例第18号
平成26年3月20日条例第6号
平成27年3月19日条例第11号
平成28年3月18日条例第17号
平成30年3月19日条例第12号
平成30年6月22日条例第21号
令和2年3月19日条例第6号
令和2年12月17日条例第31号

南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 普通町営住宅の管理（第4条—第42条）
- 第3章 単独町営住宅の管理（第43条）
- 第4章 補則（第44条—第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく町営住宅及び共同施設の設置及び管理について法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）普通町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- （2）単独町営住宅 前号に掲げる住宅及びその附帯施設以外で、町が独自に建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （3）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。

(4) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。

(5) 普通町営住宅建替事業 町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(設置)

第3条 普通町営住宅及び単独町営住宅は、別表のとおり設置する。

第2章 普通町営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、普通町営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

(1) 町広報

(2) 回覧板

(3) 町庁舎その他町の区域内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、町長は、普通町営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第5条 町長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、普通町営住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 普通町営住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 普通町営住宅建替事業による普通町営住宅の除却

(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に普通町営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて町長が入居者を募集しようとしている普通町営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 普通町営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第6条 普通町営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122

号) 第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第4号及び第5号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間に限る。)を具備する者でなければならない。

- (1) 町内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。
 - (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。)があること。
 - (3) その者の収入がアからエ又はオに掲げる場合に依り、それぞれアからエ又はオに掲げる金額を超えないこと。
 - ア その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族で規則で定める者がある場合 214,000円
 - イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円
 - ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円
 - エ 普通町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 158,000円
 - オ アからエに掲げる場合以外の場合 158,000円
 - (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であること。
- (入居者資格の特例)

第7条 普通町営住宅の借上げに係る契約の終了又は普通町営住宅の用途の廃止により当該普通町営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の普通町営住宅及び単独町営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第3号エに掲げる普通町営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第3号から第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で普通町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を普通町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。
- 3 町長は、借上げに係る普通町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、

当該普通町営住宅の借上げの期間の満了時に当該普通町営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき普通町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者

2 町長は、第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に定める。

5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに普通町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした普通町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

第10条 町長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 町長は、入居決定者が普通町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第11条 普通町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 町営住宅賃貸借契約書を提出すること。
- (2) 第19条の規定により敷金を納付すること。

2 普通町営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。

3 町長は、普通町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、普通町営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 町長は、普通町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決

定者に対して速やかに普通町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

- 5 普通町営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りではない。

(同居の承認)

第12条 普通町営住宅の入居者は、当該普通町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第13条 普通町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該普通町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

(家賃の決定)

第14条 普通町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、普通町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該普通町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。
- 4 町長は、町営住宅の入居者（公営住宅法施行規則第8条に規定する者に該当する者に限る。）が第15条第1項の規定による収入の申告をすること及び第36条の規定による収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、町長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、町長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第17条 町長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が普通町営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が、南知多町の休日を定める条例（平成元年南知多町条例第20号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。
- 3 入居者が新たに普通町営住宅に入居した場合又は普通町営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで普通町営住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促、延滞金の徴収)

第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、町長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 町長は、入居者が前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金を減免することができる。

(敷金)

第19条 町長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 町長は、第16条の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が普通町営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 5 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

第20条 町長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第21条 普通町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、町の負担とする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、借上げ普通町営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責に帰すべき事由によって普通町営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 前条第1項において町が負担することとされているもの以外の普通町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第23条 入居者は、普通町営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、普通町営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第24条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第25条 入居者が普通町営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第26条 入居者は、普通町営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第27条 入居者は、普通町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該普通町営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第28条 入居者は、普通町営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りではない。

2 町長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該普通町営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに普通町営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第29条 町長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入（第14条第4項の規定の適用を受ける入居者にあつては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入。次項において同じ。）の額が第6条第3号の金額を超え、かつ、

当該入居者が、普通町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 町長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額又は令第10条の基準により定めた金額を超え、かつ、当該入居者が普通町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、町長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、町長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。
(明渡し努力義務)

第30条 収入超過者は、普通町営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第14条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に普通町営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 町長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該普通町営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該普通町営住宅を明け渡さなければならない。

4 町長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第14条第1項及び第4項並びに第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に普通町営住宅を明け渡した場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても普通町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該普通町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃

にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第34条 町長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適切な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、普通町営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第35条 町長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の普通町営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が普通町営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による普通町営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき普通町営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該普通町営住宅に入居している期間に通算する。

2 町長が第38条の規定による申出をした者を普通町営住宅建替事業により新たに整備された普通町営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が当該普通町営住宅建替事業により除却すべき普通町営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された普通町営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 町長は、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡しの請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による普通町営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 町長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。

3 町長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第37条 町長は、普通町営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする普通町営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該普通町営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第33条第2項の規定を準用する。この場合において、第33条第2項中「前条第1項」とあるのは「第37条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される普通町営住宅への入居)

第38条 普通町営住宅建替事業の施行により除却すべき普通町営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される普通町営住宅に入居を希望するときは、町長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(普通町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 町長は、前条の申出により普通町営住宅の入居者を新たに整備された普通町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通町営住宅の家賃が従前の普通町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(普通町営住宅の用途の廃止による他の普通町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第40条 町長は、法第44条第3項の規定による普通町営住宅の用途の廃止による普通町営住宅の除却に伴い当該普通町営住宅の入居者を他の普通町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通町営住宅の家賃が従前の普通町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第41条 入居者は、普通町営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、町営住宅監理員又は町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第28条の規定により普通町営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第42条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該普通町営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 当該普通町営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで15日以上普通町営住宅を使用しないとき。
- (5) 第12条、第13条及び第23条から第28条までの規定に違反したとき。
- (6) 暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 普通町営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により普通町営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該普通町営住宅を明け渡さなければならない。

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該普通町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 町長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該普通町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 町長は、普通町営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 町長は、普通町営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該普通町営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすること

ができる。

第3章 単独町営住宅の管理

(単独町営住宅の管理)

第43条 単独町営住宅の管理については、普通町営住宅の管理の例による。ただし、普通町営住宅に係る建替事業及び用途廃止による他の単独町営住宅への入居の際の家賃の特例については、町長が別に定める。

第4章 補則

(町営住宅監理員及び町営住宅管理人)

第44条 町営住宅監理員は、町長が町職員のうちから任命する。

2 町営住宅監理員は、普通町営住宅、単独町営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、普通町営住宅、単独町営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 町長は、町営住宅監理員の職務を補助させるため、町営住宅管理人を置くことができる。

4 町営住宅管理人は、町営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

(立入検査)

第45条 町長は、普通町営住宅及び単独町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町営住宅監理員若しくは町長の指定した者に普通町営住宅及び単独町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している普通町営住宅及び単独町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該普通町営住宅及び単独町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(敷地の目的外使用)

第46条 町長は、普通町営住宅、単独町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(過料)

第47条 詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(所轄警察署長からの意見聴取)

第48条 町長は、必要があると認めるときは、普通町営住宅及び単独町営住宅に入居しようとする者、又は当該住宅の入居者が暴力団員であるかどうかについて、所轄警察署長の意見を聴くことができる。

(委任)

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(南知多町町営住宅管理条例の廃止)

2 南知多町町営住宅管理条例（昭和37年南知多町条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された普通町営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例（以下「新条例」という。）第4条第2項、第5条、第6条、第7条、第12条から第20条まで、第23条から第40条まで及び第42条の規定は適用せず、旧条例第3条第2項、第4条、第5条、第10条の2から第16条まで、第19条から第27条の3まで、第29条並びに附則第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

4 新条例の施行の日において現に町が低額所得者に賃貸をするため、管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第5条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された普通町営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。

5 新条例第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の普通町営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

6 平成10年4月1日において現に附則第3項の普通町営住宅及び単独町営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第14条又は第16条の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を越える場合にあっては新条例第14条又は第16条の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額に旧条例第26条の規定による割増賃料を加えて得た額を越える場合にあっては新条例第31条又は第33条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第26条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第26条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

7 平成10年4月1日以前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

8 新条例別表城下住宅の部平成9年度の項の規定については、平成10年4月1日から適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 9 当分の間、第18条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 10 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則（平成11年3月25日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月24日条例第14号）

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第20号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第22号）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に改正前の条例の規定によりされた申請及び許可は、改正後のこの条例の規定により申請及び許可があつたものとみなす。

附 則（平成20年3月19日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第30号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の南知多町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第2項の規定、第2条の規定による改正後の南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例附則第9項の規定、第3条の規定による改正後の南知多町介護保険条例附則第6条の規定及び第4条の規定による改正後の南知多町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月20日条例第6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日条例第11号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日条例第12号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月22日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日条例第6号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月17日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の南知多町漁業集落排水事業受益者分担金に関する条例附則第2項、第3項の規定、第2条の規定による改正後の南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例附則第9項、第10項の規定、第3条の規定による改正後の南知多町介護保険条例附則第6条の規定及び第4条の南知多町後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

1 単独町営住宅

名称	位置	建設年度	構造		戸数
城下住宅	南知多町大字内海字城下63番地の1	平成2年度	木造	平屋建	4戸
		平成9年度	中層耐火構造	3階建	9戸